

愛知県保険医協会 学生会員ニュース No.74

発行：愛知県保険医協会
〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町 19-2
Tel：052-832-1345 Fax：052-834-3512
ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

新学期が始まりました。今年度もよろしくお祈りします。

今回は、2024年4月から始まる医師の時間外労働の上限規制について取り上げました。ぜひご覧ください。



時間外労働の上限が2024年4月から開始

医師の働き方改革で2024年から医師の時間外労働時間の上限規制が始まります。A水準の医療機関（都道府県の指定不要）は年960時間、B水準（救急や医師を派遣する病院など地域医療確保に必要な医療機関）やC水準（初期研修・専門医取得、高度な手術等を習得する医師）の指定を受けた医療機関は当面1,860時間の時間外労働の上限となります（表参照）。

現状で病院の勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働をしています。年の時間外労働1,860時間は過労死ライン（時間外労働・月80時間）の約2倍にあたります。日本の医師数はOECD平均と比べ13万人も少なく、全ての都道府県でOECD平均にも達していません。医師をはじめ医療従事者の献身と長時間労働で地域医療がなりたっている現状があります。

表) 医師の時間外労働の上限規制

医療機関に適用する水準	年の上限時間
A (一般労働者と同程度)	960時間
連携B(医師を派遣する病院)	1,860時間(2035年度末を目標に終了)
B (救急医療等)	
C-1 (臨床研修医・専攻医)	1,860時間
C-2 (高度技能の修得研修)	

※健康確保措置として、医師の面接指導とB水準、C水準では休息時間の確保(連続勤務時間制限、勤務間のインターバル9時間)が義務づけられます。

長時間労働解消のために 医師の増員を

昨年、協会で行った「勤務医の労働実態・意識アンケート」には、現役の勤務医から「コロナで医療崩壊と言われる前から救急に従事する勤務医は疲弊していました。もともと少ない人数に対し、求められるものが多すぎる」「医師数全体の増員と各病院が医師を増員しても経営が成り立つだけの医療分野への財政支援が必要」「コメディカルの待遇改善と増員により医師の仕事量を減らす」など医師を含む医療スタッフの確保と財政的な保障を求める切実な声が寄せられました。

各医療機関では2024年の時間外労働の上限規制開始に向けた取り組みが始まっています。国は人口減少に伴い将来的には医師需要は減少局面にあるとして、医師養成数の削減を進める構えを崩していません。協会は、国に対し、現場の取り組みを財政的に支援するとともに、医師の長時間労働を抜本的に解消するために医師増員へと政策転換することを求めています。このままでは将来、医師として働く時、立場によって労働環境がどうなるのか不安を感じられると思います。多く医師とともに改善に向けて声を上げていきましょう。



学生会員ニュース
QRコード